

## 議案第 3 号

渋川市等公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について

令和 2 年 3 月 3 1 日をもって、渋川市及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合における渋川市等公平委員会の共同設置を廃止することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

## 理 由

渋川市及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合における渋川市等公平委員会の共同設置を廃止することについて協議したいので、この案を提出するものである。

## 別紙

### 渋川市等公平委員会の共同設置の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって、渋川市及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合における渋川市等公平委員会の共同設置を廃止することについて協議する。